

★ News 令和5年分『路線価』…平均値2年連続で上昇



国税庁は7月3日、相続税や贈与税の算定基準となる令和5年分の「路線価」を公表しました。全国約316,000地点の標準宅地の評価基準額(1月1日時点)の対前年変動率平均値は1.5%上昇し、2年連続の上昇(前年は0.5%上昇)となりました。

新型コロナ禍からの地価回復傾向が顕著となり、25都道府県が上昇(上昇率トップは北海道)、横ばいは2県、下落した20県でも下落幅は縮小していますが、人口減少地域の下落は続き(下落率最大は和歌山県)、「三大都市圏と地方」だけでなく、同じ県内での地域差の拡大が指摘されています。地価の指標には、路線価のほか、以下のようなものがあります。

【土地の評価額】

	公表する官庁	目的・内容	評価の時点	公表時期
路線価	国税庁	相続税や贈与税の算定基準 (地価公示価格の80%程度)	毎年1月1日	7月上旬
地価公示	国土交通省	全国約26,000地点で毎年評価 公共用地の価格、路線価の算定の 規準。土地取引の指標となる。	毎年1月1日	3月
都道府県地価調査	都道府県	土地取引の規準と地価の適正化を 図り地価公示と情報を補い合う。	毎年7月1日	9月
固定資産税評価額	市町村 (東京23区は都)	固定資産税や不動産取得税、登録 免許税の算出根拠 (地価公示価格の70%程度)	3年に1回更新 1月1日	3~4月

“フリーランス保護法”

★ News 「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」が成立

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が4月28日に成立、5月12日交付され、交付から1年6ヶ月を超えない範囲内で施行されます。

※ 特定受託事業者(フリーランス)とは
業務委託の相手方である事業者であって、
従業員を使用しないものをいう。

副業や定年後、育児介護との両立など働き方の多様化、ギグ・エコノミー(インターネットを通じて短期・単発の仕事を請け負い、個人で働く就業形態)の拡大により、フリーランスは400万~500万人いるとされます。しかし、立場の弱い個人(フリーランス)と業務を委託する事業者(特定委託事業者)との間で、役務提供の内容や報酬の支払、ハラスメントなどのトラブルも多く、フリーランスが安心して働ける環境の整備を目的として、業務を委託する事業者に契約内容の明示を義務付けるなどの法的措置が講じられたものです。(→詳しくは、厚生労働省ホームページ・ガイドライン)

違反した特定委託事業者には、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省が違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができ、命令違反等には罰金が課せられます。

暑中お見舞い 申し上げます。



8月11日(金)~8月14日(月)
夏季休業させていただきます。

〒462-0844 名古屋市北区清水2-19-9 1F
田中亮太税理士事務所
TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063